

○指定医療機関等の標示について

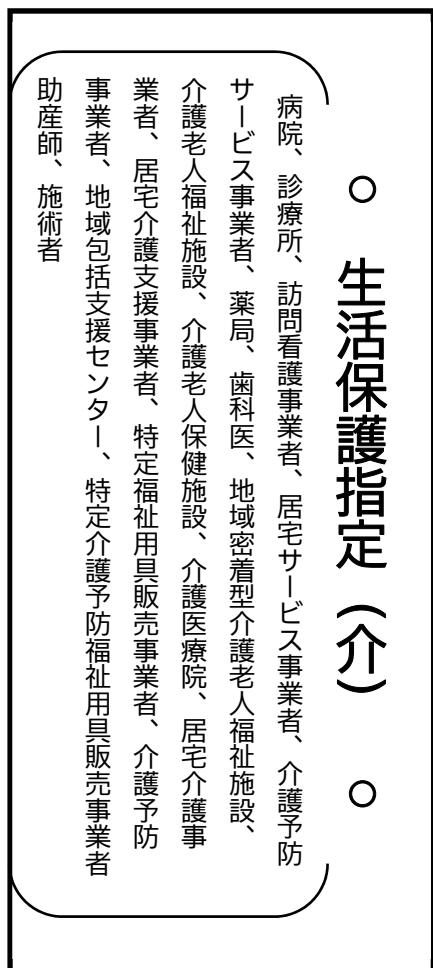
生活保護法における指定を受けた医療機関等は、指定を受けていることがわかるように、掲示する必要があります。

《参考》

■生活保護法施行規則第 13 条

指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、
様式第3号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければ
ならない。

■ 様式第3号



※この標示の規格については、
縦12.5cm 横5.5cm 程度とする。

※ () 内のうち、指定内容を記載。